

財務省、文部科学省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第 号
環境省、防衛省

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令
(令和三年政令第二百八十八号)の施行に伴い、並びに特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第五条第一項及び第二項、第六条第一項並びに第二十一条の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年 月 日

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 末松 信介

厚生労働大臣 後藤 茂之

農林水産大臣 金子原二郎

経済産業大臣 萩生田光一

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

環境大臣 山口 壯

防衛大臣 岸 信夫

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年

内閣
文部科
農林水
国土交

府、財務省、
学省、厚生労働省、
産省、経済産業省、
通省、環境省
令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(排出量及び移動量の把握)</p> <p>第四条 法第五条第一項の規定による第一種指定 化学物質の排出量及び移動量の把握は、次の各 号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 事業所ごとに、次に定める事項を把握する こと。</p> <p>イ〜ハ 「略」</p> <p>二 下水道終末処理施設が設置されている事 業所にあつては、次に掲げる事項</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(排出量及び移動量の把握)</p> <p>第四条 法第五条第一項の規定による第一種指定 化学物質の排出量及び移動量の把握は、次の各 号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 事業所ごとに、次に定める事項を把握する こと。</p> <p>イ〜ハ 「略」</p> <p>二 下水道終末処理施設が設置されている事 業所にあつては、下水道法(昭和三十三年 法律第七十九号)第二十一条第一項(同法</p>

(1) 下水道法（昭和三十三年法律第七十九

号）第二十一条第一項（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）

の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

(2) 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第

九十七号）第十八条の三十五の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物

第二十五条の十八において準用する場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

〔新設〕

〔新設〕

質の当該施設からの排出量

ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭

和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一

項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法

第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理

施設（へにおいて単に「処理施設」という

。）が設置されている事業所（令第三条第

二十号又は第二十一号に掲げる業種に属す

る事業を営む者が有するものに限る。）に

あつては、次に掲げる事項

(1) (3) 「略」

(4) 大気汚染防止法第十八条の三十五の規

定に基づく測定の対象となる第一種指定

ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭

和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一

項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法

第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理

施設（へにおいて単に「処理施設」という

。）が設置されている事業所（令第三条第

二十号又は第二十一号に掲げる業種に属す

る事業を営む者が有するものに限る。）に

あつては、次に掲げる事項

(1) (3) 「略」

「新設」

化学物質の当該施設からの排出量

へ 処理施設が設置されている事業所（当該事業所を有する事業者が有する他の事業所（把握対象第一種指定化学物質に該当する第一種指定化学物質があるもの又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当する特定第一種指定化学物質があるものに限る。以下へにおいて「特定その他事業所」という。）において生ずる廃棄物を処分する処理施設が設置されているものに限る。）にあつては、次に掲げる事項

- (1)・(2) 「略」

(3) 大気汚染防止法第十八条の三十五の規

へ 処理施設が設置されている事業所（当該事業所を有する事業者が有する他の事業所（把握対象第一種指定化学物質に該当する第一種指定化学物質があるもの又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当する特定第一種指定化学物質があるものに限る。以下へにおいて「特定その他事業所」という。）において生ずる廃棄物を処分する処理施設が設置されているものに限る。）にあつては、次に掲げる事項

- (1)・(2) 「略」

「新設」

定に基づく測定の対象となる第一種指定

化学物質の当該施設からの排出量

ト・チ 「略」

二・三 「略」

別表（第七条関係）

対応化学物 質分類名	第一分類（ 無機化合物 及び有機金 属化合物）
上欄の分類に属する第一種指定 化学物質	令別表第一第一号、第四十八号、 第五十一号、第六十二号、第 九十一号、第九十七号、第九十 九号、第百五号、第百十一号、 第百十二号、第百五十六号、第

ト・チ 「略」

二・三 「略」

別表（第七条関係）

対応化学物 質分類名	第一分類（ 無機化合物 及び有機金 属化合物）
上欄の分類に属する第一種指定 化学物質	令別表第一第一号、第十一号、 第三十一号、第三十三号、第四 十四号、第七十一号、第七十五 号、第七十七号、第八十二号、 第八十七号、第八十八号、第百

百六十四号、第二百七十二号、第二百七十四号、第二百七十六号、第二百七十七号、第二百七十九号から第二百八十一号まで、第二百八十三号、第三百十一号、第三百十四号、第三百五十三号から第三百五十五号まで、第三百六十一号、第三百六十三号、第三百七十五号、第三百七十八号、第三百七十九号、第四百十四号、第四百四十四号、第四百四十五号、第四百五十八号、第四百六十五号、第五百五号

三十二号、第三百三十七号、第四百四十四号、第二百三十四号、第二百三十五号、第二百三十七号、第二百三十九号、第二百四十二号、第二百七十二号、第三百四号、第三百五号、第三百七号から第三百九号まで、第三百十八号、第三百二十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百七十四号、第三百八十七号、第三百九十四号、第三百九十五号、第四百五号、第四百十二号、第四百五十三号及び第四百

	及び第五百八号に掲げる第一種指定化学物質
第二分類（ 鎖状炭化水 素化合物及 びハロゲン 化鎖状炭化 水素化合物 ）	令別表第一第五十四号、第八十九号、第九十号、第二百二十号、第二百二十九号、第三百三十号、第三百三十七号、第三百三十八号、第四百四十七号、第五百五十号、第五百一十一号、第五百五十四号、第七十一号、第八十一号から第八十三号まで、第八十七号、第八十九号、第九十号、第二百二二号、第二百四号、第二百六号、第二百七号、第二百十

	五十六号に掲げる第一種指定化学物質
第二分類（ 鎖状炭化水 素化合物及 びハロゲン 化鎖状炭化 水素化合物 ）	令別表第一第三十六号、第七十二号、第九十四号、第三百三号から第三百七号まで、第二百二十三号、第二百二十六号から第二百二十八号まで、第三百三十一号、第四百十九号、第五百五十七号から第五百五十九号まで、第六十一号、第六十三号、第六十四号、第七十六号から第七十九号まで、第八十五号、第八十六号、第九号、第二百九号、第二百十一

二号、第二百十三号、第二百三十五号、第二百三十六号、第二百三十八号、第三百号、第三百一号、第三百四号、第三百二十三号から第三百二十六号まで、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十七号、第三百四十三号、第三百九十三号、第四百二十号、第四百二十三号、第四百二十四号、第四百二十七号から第四百二十九号まで、第四百三十六号、第四百三十九号及び第四百四十二号に掲げる第一種

号、第二百六十二号、第二百六十三号、第二百七十九号から第二百八十一号まで、第二百八十四号、第二百八十八号、第二百八十九号、第三百五十一号、第三百八十号から第三百八十二号まで、第三百八十四号から第三百八十六号まで及び第三百九十二号に掲げる第一種指定化学物質

十二号、第二百五十三号、第二百六十七号、第二百九十四号、第三百七号、第三百十五号、第三百十六号、第三百二十号から第三百二十二号まで、第三百二十七号、第三百三十五号、第三百三十八号、第三百三十九号、第三百四十一号、第三百六十号、第三百六十二号、第三百六十四号、第三百六十五号、第四百十五号、第四百十六号、第四百三十一号、第四百三十四号、第四百六十号、第四百六十四号、

百七十四号、第二百七十六号から第二百七十八号まで、第二百八十五号、第二百九十二号、第二百九十五号、第三百十七号、第三百十九号、第三百五十九号、第三百六十六号、第三百七十五号、第三百七十九号、第三百八十九号、第三百九十号、第四百七号、第四百十一号、第四百二十三号及び第四百三十七号に掲げる第一種指定化学物質

	<p>第四分類（ カルボン酸 系又はその 誘導体の構 造を有する 鎖状炭化水 素化合物）</p>
<p>第四百七十二号、第四百八十一号、第四百九十号、第五百一号及び第五百四号に掲げる第一種指定化学物質</p>	<p>令別表第一第二号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十八号、第三十二号、第三十三号、第三十五号、第三十六号、第六十一号、第八十号、第九十八号、第二百二十三号、第二百五十七号から第百六十号まで、第百七十二号、第二百三十七号、第二百四十二号、第二百四十七号</p>

	<p>第四分類（ カルボン酸 系又はその 誘導体の構 造を有する 鎖状炭化水 素化合物）</p>
	<p>令別表第一第二号から第九号まで、第十三号、第十四号、第十六号、第五十一号、第六十号、第九十八号、第九十九号、第二百二十二号、第二百三十三号から第百三十五号まで、第四百一十一号、第二百十号、第二百十三号、第二百三十二号、第二百五十六号、第二百六十七号、第二百八</p>

<p>第五分類（ その他の鎖 状炭化水素</p>	
<p>令別表第一第四十六号、第八十 一号、第八十二号、第一百号、第 百八号、第一百七十四号、第二</p>	<p>、第二百六十四号、第三百五号 、第三百八号、第三百十七号、 第三百五十六号、第三百六十八 号、第三百七十六号、第四百 、第四百三十七号、第四百四十 六号、第四百六十六号、第四百 六十八号、第四百六十九号、第 四百七十四号、第四百八十四号 及び第四百九十四号に掲げる第 一種指定化学物質</p>

<p>第五分類（ その他の鎖 状炭化水素</p>	
<p>令別表第一第四十三号、第六十 一号、第六十二号、第一百五十二 号、第九十三号、第九十七</p>	<p>十二号、第三百六号、第三百十 号、第四百十四号から第四百二 十号まで、第四百三十四号及び 第四百四十三号に掲げる第一種 指定化学物質</p>

化合物)

二十一号、第二百二十二号、第
二百二十五号、第二百四十一号
、第二百五十四号、第二百八十
四号、第二百九十七号、第三百
九号、第三百十八号、第三百四
十八号、第三百七十号、第三百
七十一号、第三百七十七号、第
三百八十号、第四百十九号、第
四百三十五号、第四百四十七号
、第四百六十三号、第四百七十
一号、第四百七十九号、第四百
八十号、第五百六号、第五百七
号、第五百十号から第五百十二

化合物)

号、第百九十八号、第二百十二
号、第二百二十号、第二百二十
五号、第二百四十一号、第二百
四十五号、第二百五十九号、第
二百六十八号、第二百七十五号
、第三百十三号、第三百二十八
号、第三百二十九号、第三百三
十一号、第三百七十八号、第三
百九十一号、第三百九十六号、
第四百九号、第四百二十四号、
第四百三十三号、第四百五十七
号から第四百五十九号まで及び
第四百六十二号に掲げる第一種

	第六分類（ 単環炭化水 素化合物及 びハロゲン 化単環炭化 水素化合物 ）
号まで及び第五百十五号に掲げ る第一種指定化学物質	令別表第一第七十三号、第三百三 号、第六号、第四百十九号、 第二百八号、第二百七十五号、 第三百三十二号、第三百四十二 号、第三百四十七号、第四百 十八号、第四百五十号、第四百 五十二号及び第四百八十二号に 掲げる第一種指定化学物質

	第六分類（ 単環炭化水 素化合物及 びハロゲン 化単環炭化 水素化合物 ）
指定化学物質	令別表第一第五十三号、第八十 号、第八十三号、第九十七号、 第九号、第一百十号、第二百 五号、第六十五号、第八十 一号、第二百二号、第二百四十 号、第二百九十号、第二百九十 六号、第二百九十七号、第三百 十八号、第四百号及び第四百三 十六号に掲げる第一種指定化学 物質

第七分類（ アミン系、 ニトロ系又 はアゾ系の 構造を有す る単環炭化 水素化合物 ）	（令別表第一第二十号、第四十四号、第七十号、第一百十三号、第一百十八号、第一百十九号、第一百二十四号、第一百二十五号、第一百八十号、第一百九十七号、第二百九号、第二百六十号、第三百三十六号、第三百四十六号、第三百五十七号から第三百五十九号まで及び第三百九十号に掲げる 第一種指定化学物質
--	--

第七分類（ アミン系、 ニトロ系又 はアゾ系の 構造を有す る単環炭化 水素化合物 ）	（令別表第一第十八号、第四十九号、第八十九号、第九十三号、第一百号から第一百二号まで、第一百十一号、第一百十二号、第一百五十六号、第一百六十六号、第一百六十七号、第一百六十九号、第一百七十四号、第二百零号、第二百零三号、第二百零五号、第二百零九号、第二百一十九号、第二百九十三号、第二百九十九号、第三百一十号、第三百十四号から第三百十六号まで、第三百二十七号、
--	--

第八分類（ アルコール 、エーテル 、アルデヒ ド又はケト ンの構造を 有する単環 炭化水素化 合物）	（令別表第一第二十四号、第二十 五号、第三十一号、第四十二号 、第四十三号、第五十七号、第 五十八号、第八十四号、第八十 五号、第九十五号、第一百号、 第一百二号、第一百十号、第二十 七号、第一百四十六号、第一百六 三号、第二百一号、第二百二十 八号、第二百三十二号、第二十 四号、第二百九十五号、第三
---	--

第八分類（ アルコール 、エーテル 、アルデヒ ド又はケト ンの構造を 有する単環 炭化水素化 合物）	第三百四十五号、第三百四十八 号及び第四百三十二号に掲げる 第一種指定化学物質 （令別表第一第十七号、第二十三 号、第二十四号、第六十四号、 第六十九号、第七十四号、第七 十八号、第七十九号、第八十六 号、第一百二十号、第一百二十一 号、第一百二十九号、第一百三 十号、第一百三十六号、第一百四 十二号、第一百四十三号、第七 十五号、第二百一号、第二百四 号、第二百七号、第二百八号、第 二百四
---	--

百二十九号、第三百八十一号、第三百八十七号、第三百九十一号、第四百十号から第四百十二号まで、第四百四十九号、第四百五十一号、第四百五十七号、第四百六十一号、第四百六十二号及び第四百九十九号に掲げる
第一種指定化学物質

十六号、第二百五十五号、第二百六十四号、第二百八十七号、第二百九十四号、第三百十一号、第三百二十号、第三百二十二号、第三百二十四号、第三百三十号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百四十三号、第三百四十四号、第三百四十九号、第三百六十五号、第三百六十七号、第三百六十八号、第三百七十三号、第三百九十九号、第四百四号、第四百八号、第四百十号、第四百四十号、第四百四

第九分類（ カルボン酸 系、硫黄酸 系、窒素酸 系、炭酸系 若しくはシ アン酸系又 はこれらの 誘導体の構 造を有する 単環炭化水	（令別表第一第四十五号、第四十七号、第五十二号、第五十三号、第五十六号、第六十号、第六十五号、第七十二号、第九十三号、第一百三十九号、第一百四十八号、第一百六十一号、第一百六十八号、第一百七十六号、第一百七十八号、第一百七十九号、第一百八十八号、第一百九十一号、第二百一十一号、第二百十四号、第二百十六号、第二百四十六号、第二百六
---	---

第九分類（ カルボン酸 系、硫黄酸 系、窒素酸 系、炭酸系 若しくはシ アン酸系又 はこれらの 誘導体の構 造を有する 単環炭化水	（令別表第一第三十号、第三十四号、第四十一号、第五十二号、第八十八号、第一百二十四号、第一百三十八号から第四百四十号まで、第一百四十七号、第一百五十四号、第一百六十二号、第一百八十四号、第一百八十八号、第二百二十二号、第二百三十六号、第二百六十六号、第二百六十五号、第二百六十六号、第二百七十号、第二百七十一号、第二百九十八号、第	十一号及び第四百五十一号に掲げる第一種指定化学物質
---	---	---------------------------

素化合物及 び脂環式単 環炭化水素 化合物)	十三号、第二百六十六号、第二 百七十一号、第二百九十八号、 第三百三号、第三百六号、第三 百十二号、第三百十三号、第三 百四十号、第三百四十五号、第 三百五十号、第三百八十二号、 第三百九十二号、第三百九十四 号から第三百九十七号まで、第 四百一号、第四百三号、第四百 五号、第四百六号、第四百十三 号、第四百十七号、第四百三十 八号、第四百五十三号、第四百 六十七号、第四百七十三号、第
---------------------------------	--

素化合物及 び脂環式単 環炭化水素 化合物)	三百三十四号、第三百三十七号 、第三百五十号、第三百五十二 号から第三百五十六号まで、第 三百五十八号、第三百六十一号 、第三百六十九号、第三百七十 六号、第四百一号、第四百十三 号、第四百二十五号、第四百二 十八号、第四百四十二号、第四 百四十四号、第四百四十五号及 び第四百四十九号に掲げる第一 種指定化学物質
---------------------------------	---

	第十分類（ その他の単 環炭化水素 化合物）
四百七十七号、第四百八十五号、第四百九十三号、第四百九十五号、第四百九十六号、第五百号及び第五百二号に掲げる第一種指定化学物質	（令別表第一第六十八号、第六十九号、第九十二号、第二百九号、第二百三十四号、第二百五十七号、第二百七十号、第二百八十五号、第二百八十九号から第二百九十一号まで、第四百四号、第五百九号、第五百十三号及び第五百十四号に掲げる第

	第十分類（ その他の単 環炭化水素 化合物）
	（令別表第一第三十九号、第四十七号、第四十八号、第九十二号、第九十五号、第二百二十九号、第二百三十三号、第二百四十七号、第二百五十一号から第二百五十四号まで、第三百六十二号、第四百六十号及び第四百六十一号に掲げる第一種指定

	一種指定化学物質
第十一分類 (多環炭化 水素化合物)	令別表第一第十九号、第四十九号、第五十号、第五十五号、第五十九号、第六十三号、第一百五十三号、第一百六十五号、第一百七十七号、第一百八十六号、第一百七十七号、第二百四十四号、第二百五十六号、第二百六十五号、第二百七十三号、第三百十号、第三百三十四号、第三百五十一号、第三百五十二号、第三百八十三号、第三百八十八号、第四百九号、第四百四十号、第四百

	化学物質
第十一分類 (多環炭化 水素化合物)	令別表第一第十五号、第十九号、第三十二号、第三十七号、第三十八号、第四十号、第一百四十四号、第一百六十号、第一百八十八号、第一百九十号、第二百二十八号、第二百三十一号、第二百三十八号、第三百二二号、第三百三十三号、第三百四十号、第三百四十六号、第三百九十三号、第四百三十一号、第四百六号、第四百二十七号、第四百三十八号及び第四百四十六号から第四百四十八号まで

	第十二分類 （三原子環 から五原子 環までの複 素環化合物 ）
五十六号、第四百五十九号、第 四百七十六号、第四百八十六号 、第四百九十二号、第四百九十 七号及び第四百九十八号に掲げ る第一種指定化学物質	令別表第一第二十三号、第三十 号、第七十四号、第一百七十七号、 第二百二十二号、第二百二十六号、 第二百二十八号、第三百一十号か ら第三百三十三号まで、第三百十 六号、第三百四十四号、第三百四十 五号、第三百五十二号、第三百六十 九号、第三百七十五号、第三百八十

	第十二分類 （三原子環 から五原子 環までの複 素環化合物 ）
に掲げる第一種指定化学物質	令別表第一第二十二号、第四十 二号、第五十四号、第五十五号 、第九十二号、第九十六号、第 百十五号から第一百十九号まで、 第四百四十八号、第四百五十一号、 第四百五十三号、第四百五十五号、 第四百六十八号、第四百七十号、第 百七十一号、第四百七十三号、第

四号、第百八十五号、第百九十三号から第百九十六号まで、第百九十八号、第百二十三号、第百九十九号、第百二十号、第百十八号、第百二十号、第百二十八号、第百二十号、第百三十号、第百三十一号、第百三十三号、第百三十九号、第百五十一号、第百五十八号、第百五十九号、第百六十一号、第百六十二号、第百六十八号、第百九十九号、第百八十八号、第百九十九号、第百三十三号、第百三十三号、第百八十五号、第百四十四号、第百八十五号

百八十二号、第百八十三号、第百八十九号、第百九十一号、第百九十四号、第百九十六号、第百九十六号、第百二十一号、第百五十五号、第百六十一号、第百三十九号、第百四十七号、第百六十号、第百六十七号、第百六十四号、第百七十一号、第百七十二号、第百七十七号、第百四十二号、第百四十一号、第百二十六号及び第百五十二号に掲げる第
一種指定化学物質

第十三分類 (その他の 複素環化合	
第六十四号、第六十六号、第七	質 一 号に掲げる第一種指定化学物 第四百八十九号及び第四百九十 百七十五号、第四百八十七号、 第四百八十九号及び第四百九十 十四号、第四百五十五号、第四 号、第四百四十三号、第四百五 号、第四百二十六号、第四百四十一 号、第四百七号、第四百八号、第 四百十八号、第四百二十一号、

第十三分類 (その他の 複素環化合	
第五号、第二十七号、第四十六号 、第五十号、第六十三号、第七	令別表第一第二十一号、第二十

二号、第二百八十六号、第二百八十七号、第二百九十二号、第二百九十三号、第二百九十六号、第三百十九号、第三百二十八号、第三百四十九号、第三百六十六号、第三百六十七号、第三百六十九号、第三百七十二号から第三百七十四号まで、第三百八十四号、第三百八十六号、第三百九十八号、第三百九十九号、第四百二十二号、第四百二十五号、第四百三十号、第四百三十二号、第四百三十三号、第四

、第三百四十一号、第三百四十二号、第三百五十七号、第三百七十号、第三百八十三号、第三百八十八号、第四百二十二号、第四百二十九号から第四百三十一号まで、第四百三十五号、第四百三十九号、第四百五十号、第四百五十四号及び第四百五十五号に掲げる第一種指定化学物質

百七十号、第四百七十八号、第四百八十三号、第四百八十八号及び第五百三号に掲げる第一種指定化学物質

備考 表中の「」の記載は注記である。

様式第一を次のように改める。

様式第1 (第5条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣 (都道府県知事) 殿

届出者 (ふりがな) 住所 〒
 (ふりがな) 氏名
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな) 事業者の名称		
	法人番号		
	前回の届出における名称		
	(ふりがな) 事業所の名称		
	前回の届出における名称		
事業所の所在地 (ふりがな)	〒	—	
		都道府県	市区町村
事業所において常時使用される従業員の数		人	
事業所において行われる事業が属する業種	業 種 名	業種コード	
	主たる事業		
	従たる事業		
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号1～ のとおり	
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無	
担当者 (問い合わせ先)	部 署		
	(ふりがな) 氏 名		
	電話番号		
	電子メールアドレス		
※受理日	年 月 日	※整理番号	

- 備考1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
 2 法人番号の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、当該法人番号を記載すること。法人番号がない場合は空欄とすること。
 3 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 4 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日)における当該事業所の人数を記載すること。
 5 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、次欄以降にその他の業種を記載すること。
 6 担当者の欄には、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 7 ※の欄には、記載しないこと。
 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 9 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本産業規格X0510に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

様式第四を次のように改める。

様式第 4 (第12条関係)

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

届出者 (ふりがな) 住所 〒 (ふりがな) 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することといたしましたので、届け出ます。

記

担当者 (連絡及び問い合わせ先)	(ふりがな) 氏名	
	部 署	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
※識別番号		

(電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所)

(ふりがな) 事業所の 名称	
所在地 (ふりがな)	〒 ー 都道府県 市区町村

- 備考
- 1 同一の都道府県内に所在する複数の事業所について届け出る場合には、次葉を使用すること。
 - 2 法人にあっては、電子情報処理組織を使用した届出の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 - 3 ※の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(前葉からつづき)

(ふりがな) 事業所の 名称	-----		
所在地	〒	—	市区 町村
(ふりがな)	-----		

(ふりがな) 事業所の 名称	-----		
所在地	〒	—	市区 町村
(ふりがな)	-----		

(ふりがな) 事業所の 名称	-----		
所在地	〒	—	市区 町村
(ふりがな)	-----		

(ふりがな) 事業所の 名称	-----		
所在地	〒	—	市区 町村
(ふりがな)	-----		

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定並びに次項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和三年度における特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握については、この省令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第四条第一号ニ(2)、ホ(4)及びへ(3)の規定は、適用しない。
- 3 施行規則様式第一の規定は、令和六年度以降における法第五条第二項の規定による届出について、施行規則別表の規定は、令和六年度以降における当該届出に係る法第六条第一項の規定による請求について、それぞれ適用し、令和五年度における法第五条第二項の規定による届出及び当該届出に係る法第六条第一項の規定による請求については、なお従前の例による。

(届出の方法等に関する暫定措置)

4 令和四年度から令和六年度までの間においては、施行規則第五条第一項中「六月三十日まで」とあるのは、「六月三十日まで（第十一条の規定により同条の電子情報処理組織を使用して届出を行うときは、七月三十一日まで）」とする。